

## 茶馬貿易の終末

—雍正時代の茶法の實態をめぐって—

狩野直禎

一

茶の專賣は唐の德宗に始り、宋代は國初よりこれを施行し、國家の收入を豊かにすると共に、これを利用して、商人に軍需品を國境に納入せしめ、國防を充實させた<sup>①</sup>。殊に後者は宋代茶法の特色と言われている。それともう一つ注意せねばならないのは、茶の西北外民族への輸出である。

「番人嗜乳酪、不得茶則困以病」（明史食貨志、茶法）など見えるように、茶は彼ら西北外民族に取っては、ビタミンC補給源として重要な飲料であった。所がこの茶は彼らの居住地からは産出し得ないものであったので、結局中國にその輸出を仰がなければならなかった。逆に中國の側から言えば、西北外民族の茶に對する強い要求を利用し

て、これを懷柔策の手段として使用すると共に、中國が軍事上必要としながら、中國内地では入手し難い馬との交換に充てることになった。こうして茶馬貿易が始ったが、これは明代に、最も盛んに行われた。明史食貨志の茶法の項は殆んど茶馬貿易の記事で占められており、四川及び陝甘地方に行われたのである。

一體、茶法には權茶法と通商法の二つがある。宋代は最初權茶法即ち、生産・運搬・販賣などすべてを政府の手で行う方法を取っていたが、一〇五九（嘉祐四）年、通商法即ち商人に茶を拂い渡す時徴税するだけで、その後は一定の制限のもとに商人の販賣を許可する方法を取ったのである。さらに神宗時代に、西番との茶貿易を統制するため、四川にのみ權茶法を施行したが<sup>②</sup>、この政策が元・明にも受

けつがれ、權茶・通商の二本立てで押し通された。明史食貨志茶法に、

「明制尤密、有官茶、有商茶、皆貯邊易馬、官茶間徵課鈔、商茶輸課、」

と見える如くである。

清も亦明代の茶法を踏襲したのであった。

## 二

茶の輸出について、前節には西北外民族の統御策と関連して、茶馬のバター貿易が行われていたことを述べたが、その外、注意せねばならないのは、ヨーロッパへの輸出である。中國傳統の朝貢貿易という觀念の上に立てば、兩者に本質的差異は認められないかも知れぬが、茶のヨーロッパ輸出が世界史上に果たした役割は大きいものがあつたこと、今ここに改めて言う迄もあるまい。

茶のヨーロッパ輸出は十七世紀初期、オランダ東インド會社の手によつてなされたものに始るが、やがてイギリスがこれを獨占するようになり、廣東から多量の茶がイギリスに渡り、ヨーロッパ大陸・アメリカ植民地に廣がった。

その代りに多量の銀が中國に流入したのである。イギリスがこれを防ごうとして阿片を茶の見返りにしたことが、阿片戰爭の原因の一つとなつたこと周知の通りである。

茶がヨーロッパに入つて行くもう一つの道は、北方のロシアからである。この問題については、最近吉田金一氏が東洋學報四十五卷四號に「ロシアと清との貿易について」という論稿を發表され、ロシア語資料を驅使されて、精緻な議論を展開された。以下の數行は全く氏の論文から茶に關する部分を抜き出したものに外ならない。

ロシアに茶の入つたのは十七世紀中葉であるが、これは賜物に外ならず、官營隊商の輸入品としては、一七一七（康熙五十六）年に始る。この時、茶は中國からの輸入品の中では、第三位を占めているが、少量であつた（六％）。しかし、その後茶の輸入額は伸長して、一七六八〜八五（乾隆三三〜五〇）年には全體の十五％を占めるに至り、一八〇〇（嘉慶五）年には、ロシアは南京木棉に代つて茶を評價單位とし、これによる交換價格に課税することにした。而して茶の輸入税は引き上げられた。露清貿易は十八世紀にはロシアの毛皮輸出が軸となつていたが、十九世紀には

中國からの茶の輸入が軸になって行き、茶の輸入金額は、ロシアの總輸入額中、一八一〇年代（嘉慶後半）に七十四%、一八二〇年代（道光前半）に八十八%、一八三〇年代（道光中期）九十三%、一八四〇年代（道光後期）九十五%になっている。

吉田氏の論文はなおも、中國からの茶の輸入に對して、ロシア政府が取った對策、密輸の問題など多方面に及ぶが、それは本稿の行論とあまりにかけ離れてしまうので、引用を省かし頂くが、この中で吉田氏が茶がロシアから蒙古に逆輸入されたと述べられていることは注目される。實はこの逆輸入のことは佐伯氏も述べられたことがあり、非常に興味ある事であるが、拙稿の扱わんとする雍正時代からは百年あまりも後のことであるので、ここには觸れない。しかし、中國茶の蒙古への逆輸入が、蒙古を廻る中國・ロシアの國際關係に大きな影響を及ぼしたことを考えると、茶の持つ役割の大きなことに氣づかれる。

### 三

この節では、清代において茶法の持った意味を考えてみ

たい。石渠餘紀卷五に、

「按、茶課除江浙額引、由各關徵收無定額、湖廣江西課不過千餘兩、卽甘肅四川號爲邊引、亦祇六七萬金而已。」  
「又邊引之課無多、非鹽利之佐度支者比、籌國者不必言茶利。」

などと見える如く、國家財政全體から見れば、茶課の收入は微々たるもので、固より專賣鹽の足下にも及ばず、かつて宋の至道中に見られた如く、茶錢が課入の二割四分を占めるといふような事にはならなかった。

又、前節に見て來た如く、清朝に入つて茶の對外貿易は、イギリス及びロシアとの交易という形で重要性を加えていったが、西北外民族に對する茶馬貿易は、前代の明朝の時代程、大きな意味は持たなくなつた。これは何も量の面の比較から言うのではない。清朝が滿洲から起り蒙古・新疆といった北邊・西邊の地を、その版圖の中に入れた立國事情の點から言うのである。清朝は馬政特に馬の供給を茶馬の交換という形で行ふ必要性を持たなかつた。勿論、清朝にとつて茶馬貿易の重要性がなくなつたからといって、それはこれまで茶馬貿易によつて茶の供給を受けてい

た西北住民の、茶に對する需要が消失したことは意味しない。この地方の住民が、茶に對して抱いている要求は、唐代以來一貫して存在している。茶馬貿易は、もともと彼らのこの要求を利用して、中國が馬を得る代りに、彼らに茶を供給してやるという、西北民族への茶供給の一つの手段に過ぎない。清朝に入つて茶馬貿易の重要性がなくなつたということは、中國側における條件の變化であつて、西北民族とは一應無關係のことである。それであるから、茶馬貿易の必要性が減じても、この地方が、その自然條件によつて、茶を産出し難いとすれば、やはり内地からの供給に頼らねばならないことに變りがない。清朝政府が西北住民の一貫せる茶の需要に對して、これを專賣に付することは、適當な處置ではあるが、明代の茶法を踏襲して、茶馬貿易の形を取つたのは、茶法を混亂させる一つの大きな原因であつたと思う。

#### 四

ここで清代の茶法全般について、一應述べておきたい。この節は戸部則例、清國行政法に據る所が大であることを

御斷りしておく。

清代には茶の專賣は、中國全地域に施行されたのではない。茶法は江蘇・安徽・江西・浙江・湖北・湖南・甘肅・四川・雲南・貴州の十省に限られている。しかして、その行銷區域も、鹽法のように嚴重でなかつたことは、則例の行銷地面の規定に「江蘇茶引、其行銷引地遠近、悉聽商便」、「浙江茶引、其引茶、或行蒙古地方、或行內地省分、聽商報明行銷、」と見える通りで、やや行銷區分に制限があるのは江西茶引であり、「由徽商及本省州縣小販、分別行銷、徽商引茶、運售湖廣省、小販引茶、運售各本籍州縣、」という。

次に茶引であるが、百斤を一引とし、茶引には行商人に與える行銷引と、店舗を定めて販賣する者に授ける坐銷引があり、又甘肅及び四川等には、茶の販運先の相違によつて腹引（本省内）・邊引（邊外に輸出）・土引（土司）の差があつたようである。

なお少し傍道にされるが、土司の中にも茶の産地があり、その茶を廻つて、土民と漢人商人との間に屢々争いが起つて、土司の叛亂の一原因をなしていたようである。例えば

雲貴總督鄂爾泰が雍正五年十一月十一日窩泥の逆賊を進剿したことを報告した奏摺中に、

「車里宣慰司地方、近逼老撾、遙連緬國、有窩泥一種、

雖具人形而生性冥頑、與禽獸無異、藉江外爲溝池、倚茶

山爲捍衛、盤踞萬山之中、深匿巖險之內、入則借採茶以

資生、出則憑剽掠爲活計、……於四月初六・七兩日、在

慢課・慢林等處、要截路口、刼殺行人茶商客衆、

と見るが、この時窩泥の爲に辯訴したものは、

「茶商衆客多以重利滾切窩泥、故致麻布明等肆刼殺、

と述べたとある。

さて、本題に戻って茶税について述べると、これにも三種の別がある。

一、課銀、茶引に對する税銀で、毎年茶商が引を授けられる時に納付する。

二、税銀、茶の販運税、商人が引に配當されてある茶の斤數を販賣する毎に納付する。但しこれは地方によっては關稅の中に入れて納めさせ、別に販運税を取らぬ所もあつたようである。

三、紙價銀、茶引の印刷料で、課銀と共に納入する。

以上が正規の茶税であるが、この外に規禮が附いて來る。これを硃批諭旨中から拾うと、雍正四年六月四日、四川巡撫法敏の摺には、

「各屬鹽茶稅課銀兩、除正額及繳送各衙門規禮外、其中尚有羨餘、」

と見え、雍正五年四月十八日馬會伯の奏摺には、

「查得巡撫衙門、每年向有各稅規、條量耗規、鹽茶耗規、共銀三萬九千五百六十兩零、以爲養廉、」

と見え、内、

「按察司繳鹽茶耗規銀六千五百六十四兩、又榮經縣茶規、射洪・遂寧・蓬溪・南部・雲陽五縣鹽規共銀五千六百四十兩、」

ということである。

最後に、第五節以下で問題とする甘肅省の茶引の數目その他について觸れておく。

甘肅省の茶引は二萬七千二百九十六引であり、引毎に銀三兩九錢を徵收された。又、雍正三年十月一日甘肅巡撫石文焯の奏摺には、

「至巡撫衙門養廉、向有西寧靈州稅規銀各一千一百兩、

又茶馬内有規例銀二萬四千兩、經前撫臣緯奇、以二萬兩爲軍需之用、餘四千兩養廉、再查、尚有隨封等項共銀一千九百二十兩、又新增茶引六千道有茶規銀六千兩、以上共銀一萬四千一百二十兩、

とある。新しく茶引六千道を増してもらったその禮として、規銀六千兩が茶商より贈られたことになり、一道につき一兩の規禮という計算になる。その上隨封等の名目の下に規例の八%が銀で加徴されていた。

なお、硃批諭旨、雍正七年三月十二日、蘭州巡撫許容の摺には、

「臣令孔毓璞逐加細查、收茶各官每年向有規禮銀五千餘兩、」

とあり、茶商の規禮銀が收茶官の養廉銀に充てられたようである。

又、皇清奏議卷五十三に見える「酌籌甘省茶政疏」は、乾隆二十七年に陝甘總督楊應璩が行った上奏であるが、これには、

「有捐助茶規官禮等項、查出充公銀三萬九千餘兩、亦係按年交納、」

とも見えている。

## 五

硃批諭旨中に、茶法について論及したものは、前節に引用した通り、幾つか見られるが、全摺奏を茶法にあてて論じたものは、雍正六年三月二十三日、甘肅巡撫莽鵠立の奏一通のみである。以下この摺奏の所論に従って、雍正時代の茶法の實情を眺めて見たい。

「臣奉命巡撫甘省、兼理茶馬事務、其一切茶法利弊、敢不悉心籌畫、仰答天恩於萬一、」

（臣、命を奉じて甘省に巡撫たり。兼ねて茶馬の事務を理む。其の一切の茶法の利弊は、敢て悉心籌畫し、天恩を萬一に仰答せざらんや。）

ここで先ず注意されねばならないのは、巡撫である莽鵠立が茶法の事務を兼ね理めていることであろう。日知錄卷七茶に、

「至明設茶馬御史、」

と見えるごとく、明代には茶馬を扱う御史が存していたのである。明史食貨志茶法に、

「永樂十三年、特遣三御史、巡督陝西茶馬、」

と見える如く、永樂帝の時代から茶馬の事務を監督する御史が設けられていたのである。その後この茶馬御史は、時に置かれ、時には廢され、常ならざるものがあつたが、同じく明史食貨志に、

「正徳元年、楊一清又言、金牌信符之制當復、且請復設巡茶御史、兼理馬政、」

とあり、これ以後、巡茶御史の廢された記事が見えぬから、常置の官になつたものと思われる。

清も明制を承けて、國初は巡茶御史を設けて、茶馬司を監督させていた。皇朝通考卷三十に、

「順治二年、定陝西茶馬事例、……至是差御史、轄茶馬司、」

と見える通りである。しかし、第三節にも述べた如く、明と清では政府の茶法、とくに茶馬貿易に對するウエイトの置き方が違つて來ている。明代は馬匹補充という重要な目的と、茶を以て番族を慰撫するという傳統的な考え方の上に立つて、茶法を重視するわけであるが、清朝にはこうした必要性が減じたわけである。それで早くも康熙四年に、

「裁茶院茶馬事務、歸甘肅巡撫兼攝、」(甘肅新通志卷二十二)

と、甘肅の茶法を巡撫の兼攝に委ねている。しかし、康熙三十四年に至り、一旦舊制に復し、專官が茶馬事務を管理することになり、それが再び康熙四十四年に及んで止められていた。この間の事情を皇朝通考卷三十には次のように記している。

「康熙三十四年、勅遣專官、管理茶馬事務、戶部議覆、刑科給事中葵元佩條奏、馬政事關緊要、洮岷諸處、額茶三十餘萬篋、可中馬一萬匹、陳茶每年帶銷、又可中馬數萬匹、查茶餉中馬、甚有裨益、應將額茶中得之馬、給營驛外、其餘馬每年交秋、將數千匹送至紅城口等處放牧、得旨、茶馬事關緊要、著遣專官管理、」

後に述べる如く、清初には順調に進んでいた茶馬貿易が、康熙に入つて徐々に不調に陥り、陳茶が滯積する傾向になつたので、葵元佩はその理由を專官の茶馬管理者のなことに歸して、この奏を行った。その結果、再び專官が置かれることになつたのである。

しかし、康熙四十四年に至つて三度び改變が加えられ、

またもや巡撫の兼管になった。

「康熙四十四年、停止巡視茶馬官員、歸甘肅巡撫兼管、先是、三十六年專差部員、管理茶馬事務、至是年復歸巡撫兼管、」（皇朝通考卷三十）

これによれば先に述べた專官の置かれた年は、康熙三十六年ということになり、三十四年説と矛盾する。何れを取るべきか、遽かに定め難いが、それは兎も角として、康熙四十四年以後、變更は加えられていないから、莽鴿立が甘肅巡撫に任じられると、自動的に茶馬事務を兼理することになったのである。またこの康熙四十四年に茶馬の貿易も中止されている。茶馬の貿易はその後雍正九年に復活し、十三年まで繼續した。甘肅新通志卷二十二に、

「雍正十三年、軍需告竣、番民以中馬爲累、詳請奉文停止、」

と見える。

ここに「軍需告竣」とあるのは、茶馬貿易の置廢、茶馬專官の任免が、外征と何か關係があるのではないかということを想像させる。事實、その想像は或る程度當っているのである。即ち康熙三十四年というのは、準噶爾を昭莫多

の戰で破り、蒙古の地から追拂う前年に當っている。又、雍正二年から始る羅卜藏丹津平定の戰いの結果、茶價が騰貴したことは後に見る通りである。雍正八年、茶馬貿易が再開されたその年に、準噶爾の噶爾丹策凌討伐の軍が催されている。

## 六

この節では、先に引いた裴元佩の條奏をもととして、康熙四十四年中止に至るまでの、茶馬の比價について述べておきたい。

順治二年に定められた陝西茶馬事例によれば、

「西番易馬、每茶一籠重十觔、上馬給茶籠十二、中馬給九、下馬給七、」

とあって、上馬は茶百二十觔、中馬なら九十觔、下馬は七十觔にて、それぞれ馬一頭に易えるということになる。又、

「順治三年、免茶馬增解額數、茶馬舊額一萬一千八十八匹、自故明崇禎三年、增解二千匹、所增萬匹、究竟年年虛額、無濟軍需、茶馬御史廖攀龍奏請、永行蠲免、從之、」（皇朝通考卷三十）



とあるから、茶引二萬七千二百九十六引にて、馬一萬一千八十八頭に易えることになる。後に述べる如く、清代の茶法によれば、甘肅においては額引中の半ばを官茶と稱して、茶馬の貿易用にあてているから、二萬七千二百九十六引に對する官茶の量は一百三十六萬四千八百觔になる。すると馬一頭につき一百二十三觔となり、ほぼ陝西茶馬事例の數と一致する。

さて、甘肅新通志卷二十二によると、

「曩時、茶貴馬賤、一歲之茶、僅足供一歲之用、」

とあり、茶貴く馬賤しき關係にあつて、茶馬の貿易は順調に行われていたと考えられる。恐らく、明末の混亂の後、なお茶の供給が充分行き渡らず、需要がこれを上廻ったため、こういう現象が起つたのであろう。茶が貴ければ、定額が一方で定められている以上、馬の交換に不足を生じ勝ちで、かく僅に一歳の用に供するに足るといふ表現が使われたのであろう。所が、恐らく康熙の始め頃より、この茶馬の關係が逆轉して來た。即ち先の袁元佩の條奏中には、額茶三十餘萬匁を以て馬一萬匹に易えると見える。今假りに三十餘萬匁を、全て定例の上馬百二十觔の割合で易える

とすれば、馬二萬五千頭餘りとなるべき筈である。所が、それが僅か馬一萬匹に中るのであるから、茶の馬に對する比價は大暴落したと言わなくてはならない。しかもこうなると、茶馬の交換が行われなくなり、滯貨が生ずる。前引の諸文中に見られる陳茶という名目である。袁元佩の奏には、

「陳茶每年帶銷、又可中馬數萬匹、」

と見えるから、先の「額茶三十餘萬匁、可中馬一萬匹、」の割合を當てはめると、百萬匁餘りの茶が陳茶になっていたことになり、前述した如く、甘肅の官茶は一百三十六萬四千八百觔即ち十三萬六千四百八十匁であるから、ほぼ八分に當ることになる。なお陳茶の増加とその對策については、康熙三十一年に巡撫布哈も奏聞を行なっていること甘肅新通志などに見える。

さて袁元佩の條奏によつて茶馬の專官がおかれたが、事態は恐らく好轉しなかつたのであろう。康熙四十四年には茶馬の貿易は中止されて、

「將茶變賣折銀充餉、」（皇朝通考卷三十）

ということになり、第五節に述べた如く茶馬の專官も止め

られ、巡撫の兼管になったのである。

## 七

莽鴿立の奏摺はいよいよ本題に入る。

「査、前撫臣石文焯、於雍正五年正月内、遵照部行、將西寧・莊浪・洮岷・河州・甘州等五司官茶、每司每封、各酌定價值銀數、具題、」

(査するに、前撫臣石文焯、雍正五年正月内に於いて、部行に遵照し、西寧・莊浪・洮岷・河州・甘州等五司の官茶をもって、司ごとに封ごとに、價値の銀數を酌定して具題せり。)

石文焯は雍正三年四月から、五年九月まで甘肅巡撫の職にあった。雍正五年の戸部からの行文の内容は分らないが、前節に見た如く、茶馬の貿易が中止され、茶を銀に折して餉に充てることになったので、その折銀の價値を定めるように言つて來たものであろうし、石文焯は五司の官茶について、司ごとにその價値の銀數を定めて回答したのであろう。その價値の銀數が幾何であったかということも知ることができないが、これについては後述する。斯く、右の一

段の文については、その内容は不明な點が多いが、ここで五司及び官茶という言葉について、一應觸れておきたい。

清朝が開國當初に五茶馬司を設けていたことは、第五節に引いた皇朝通考の文に見える通りである。甘肅新通志卷二十二には、

「甘肅向分西寧・莊浪・甘州・河州・洮岷爲五司、毎年榷茶中馬、各廳員實掌其事、甘司駐蘭州、」

とあつて、五司とは西寧・莊浪・甘州・河州・洮岷の五ヶ所を指し、莽鴿立の摺奏の五司と何ら出入する所はない。なお序に申し述べておくと、この五司は、ほぼ明制を受け繼いだものである。

さて甘肅新通志の五司と莽鴿立奏摺の五司と、完全に一致する以上、何ら問題はないようであるが、甘肅新通志卷二十二には、

「康熙三十六年、茶院某以蘭城無馬可中奏裁之、嗣後茶馬惟四司括之、」

と見えているのである。康熙三十六年と言へば、再び專管の茶院が置かれて間もない時である。この時以來、茶馬司は四司になったと考えざるを得ない。所がこの事は皇朝通

考には記されていない。それ所か皇朝通考卷三十には、

「雍正九年、奏准、五司須行中馬之法、」

と見え、五司はその一つも缺けていないことになってい  
る。さて、雍正六年のこの摺奏にも、五司の名が明記され  
ておるから、或は一時廢止されていたものが、康熙の末年  
にでも復活されたものであろうか。

なお甘肅新通志卷二十二には、

「乾隆二十五年、裁河州茶司、」

という記事もある。

## 八

次に官茶について述べる。官茶とは、官鹽というのと同  
じく、專賣の對象になつてゐる茶という意味にも取ること  
ができるが、この場合の官茶というのは、專賣の對象にな  
つてゐる茶には違ひないが、もう少し限定した意味がある  
ようである。而して官茶に對して商茶という言葉もあるの  
で、これにも併せて言及したい。

官茶・商茶について述べるには、順序として、甘肅地方  
における茶法の運営に觸れなければならない。甘肅新通志

卷二十二に、

「毎年茶院案臨、傳集各官商、將部頒茶引、按四司、令  
其分製、計部引舊額新增共二萬七千二百餘道、每司約分  
掣六千餘道、」

とある。これは文中に四司とあるから、前節に述べた康熙  
三十六年以後の何年間のことと思われるが、部頒の茶引二  
萬七千二百餘道を四司に分け、每司約六千道ずつが割り當  
てられたと言つてゐる。しかし、二萬七千二百餘道を、機  
械的に四つ（又は五つ）に分けるのではなかつたよう  
で、皇朝通考卷三十には、

「毎年額引二萬七千二百九十六道、内分西司九千七百一  
十二道坐落西寧府、洮司三千三百道坐落岷州、河司五千  
一百三十二道坐落河州、莊司五千一百五十二道坐落平番  
縣、甘司四千道坐落蘭州府、」

と記してゐる。

さてこのようにして茶引の割り當てが終ると、商人は産  
茶の地方に赴いて茶を買付ける。<sup>⑨</sup>

「商人掣籤之後、卽領引赴楚中産茶處所、辨運茶舫、」

（甘肅新通志 卷二十二）

とあり、嘉慶會典事例卷百九十二には、

「乾隆十三年、又議准、甘肅各商行銷引張、於領引後、前赴湖南收買茶斤、運回甘肅、由陸路者、自河南陝州驗引、移送潼關、秤盤截角、給單發運鞏昌、由水路者自襄陽府、驗引截角、經過新安白河紫陽等州縣驗引、」

と見える。こうして産地から持って來られた茶は、その半ばを官庫に納めて、易馬の用に充て、他の半分は商人が自ら販賣することを許された。前者を官茶と呼び、後者を商茶と稱する。甘肅新通志卷二十二に、

「每引一道、辦官茶五篋、商茶五篋、每篋二封、每封五觔、」

「官茶存庫、以供中馬給番、商茶聽令本商在本司貿易、」などと見える通りである。かく商人が産地から運んで來た茶は、その半ばが官茶として、官庫に入れられてしまうので、商人に對して、一引につき十四觔、即ち十四%の附茶が與えられ、運脚の費に充てられたのである。

なおこうした茶を扱う商人には山西出身者が多く活躍していたものようである。何秋濤の「俄羅斯五市始末記」(朔方備乘・小方壺齋輿地叢抄所收)に、

「其內地商民、至恰克圖貿易者、強半皆山西人、由張家口、販運烟茶緞布雜貨前往、易換各色皮張氈片等物、」

と見える。これはキヤフタで、ロシア貿易に従事した商人を指しているのであるが、一般の茶商においても同じような状態であったと考えてよいのではなからうか。

さて、このように一引の茶を、官茶・商茶の二種に分けることは、明末から行われていたようで、皇朝通考卷三十に、

「順治七年、定陝西茶引從部頒發例、巡視茶馬御史吳達疏言、陝西茶引、明季係茶馬御史自行印發、故引有大小之分、又有大引官商平分、小引納稅、三分入官七分給商之例、今引從部發、俱應照大引例、官商平分、以爲中馬之用、報可、」

と見えている。これによれば大引・小引の二種があつて、大引は五分五分、小引は官三商七の割合で分けられていたようである。これを整理して、大引一本にまとめたのが、そのまま清朝に行われたのである。

官茶は中馬が行われている間は、一旦官庫に納められたとしても、直ちに馬と交換されて、西北地區へ出ていって

いたのであるが（これはあくまでも制度の上からで、事實は滞貨が増える一方であったことに述べた）、茶馬貿易が廢止されると、その取扱いがむつかしくなつて來る。乾隆二十七年陝甘總督楊應琚は次の如く述べている。

「康熙四十四年、因中馬例停需茶無多、議將應交官茶改收折價、每封繳銀二錢、其商人仍准每引全配正附茶一百一十四觔、嗣於康熙六十一年、因庫茶無幾、議將每引交官茶五十觔、仍收本色、乾隆元年、復因庫茶存積過多、議改折色、每封增銀一錢、共收折價銀三錢、其折價茶封、不准配運商人、止每引配正茶五十觔、並附茶折半減爲七觔、共以五十七觔行銷」（皇清奏議卷五十三酌籌甘省茶政疏）

即ち康熙六十一年より乾隆元年に至る間、換言すれば雍正時代は、官茶は本色で官庫に收められたが、康熙四十四年以後六十一年までと、乾隆元年以後とは、最初から銀に折して納められた。その場合にも、康熙の時は商人は一引につき正附茶とも一百一十四觔を配給されたから、專賣の茶がこの地方に賣り出される量に變化はない。それどころか、積滞せる庫茶が、幾んど無き状態になつたのであるか

ら、實際は茶の通行している量は増加し、商人はそれだけ販賣に苦しんだとも考えられる。又、乾隆元年以後數年の間行われていたように、商人に配給する量を半減してしまふと、政府は折色銀は確實に入り、官茶の滞積の恐れもなく、商人は茶の通行する量が増加する心配はなく、販賣には問題がないとしても、生産者の側に取つては、陝甘向けの茶の生産量が、全生産に對して、どれ程の割合を占めていたかを分明にさせねば、言いきれないことであるが、少くとも陝甘から來る商人は、例年の半額しか買ひ上げていかないから、打撃を受けるものもあつたであらう。

このように官茶は馬との交換が行われなくなつてから後は、陝甘地方の茶法の中で、浮き上つた、厄介な存在になつていく。それを救う爲には、茶法の變革が行われねばならぬが、祖法を重んずる中國に於ては、茶法の中から茶馬交換の原則を廢止するということは非常に困難な事であつた。そうである以上、官茶の絶えざる滞積は免れがたい。官茶の處分方法が常に茶法運營の中心になつていくのであり、しかも幾つかの方法は結局根本的對策とはなり得なかつた。皇朝通考卷三十に、

「中馬之制久停、是以甘肅茶封恆苦於霉變、」  
と見える通りである。今取り上げている莽鶴立の摺奏も、結局は官茶の處理如何ということが中心主題となつて論ぜられていたのである。

最後に一と言附け加えておくと、官茶・商茶は對比して用いられているが、何れも專賣の對象となつてゐる茶である。しかし、この兩者をひくくめて、あい對立する茶として私茶がある。統制のある所、必ず「やみ」ありで、私茶の横行が官茶の處理に、又大きな障害となつてゐたようである。こうして、この地方の茶の市場には、官茶・商茶・私茶の三種の茶が出廻つてゐたことになる。

## 九

さて、莽鶴立の奏摺は、續いて次のように述べる。  
「隨准部文、以所議價值、與督臣岳鍾琪所奏價值、大相懸殊、今據實確估、另行具題等因、」

(ついで部文を准けたるに、議する所の價值、督臣岳鍾琪奏する所の價值と大いに相懸殊するをもつて、今、實によりて確估し、別に具題を行なえ等の因あり。)

これによれば總督岳鍾琪も別に官茶の價格を見積つて上奏してゐたようで、總督たる岳鍾琪が、如何なる權限でこの奏を行なつたか、なお審かにし得ないが、その價值は、石文綽の定めた價值とは非常な差があつたようである。序に申すなら、雍正五・六年の頃と言へば、岳鍾琪の名聲噴々たる時であつて、莽鶴立のこの摺奏が出された時から、半歳ばかり後に、曾靜が、門人張熙を彼の下に遣してゐるのである。

「雖經屢次嚴行催比、無如五司官商、斷不能如數售變、所以至今未能定議具題、」

(經に屢次、嚴に催比を行うと雖も、いかんともするな  
し。五司の官商、斷じて數の如く售變する能わざるを。  
ゆえに今に至るまで、いまだ定議具題する能わず。)

莽鶴立は、石文綽、岳鍾琪が各自の立場から定め、しかもその間に非常な差異のある官茶售變の價を調整する任を負わされた。彼は直ちに實情を調査するが、實情はにわか  
に定めたいものがあつた。なお後に述べる如く、石・岳  
兩者の定めた價值は、岳の方が高値であつたのである。

莽鶴立は先ず岳鍾琪の定めた値の根據を次のように述べ

る。

「臣查、督臣岳鍾琪、從前所奏、每封變銀一兩二三錢之說、緣彼時西寧正值軍興、大兵雲集、番漢雜處、需茶甚多、是以茶價騰貴、」

〔臣查するに、督臣岳鍾琪從前奏する所の每封銀一兩二三錢に變ずるの説は、緣っておもりに、彼の時西寧正に軍興に値り、大兵雲集し、番漢雜處し、茶を需むること甚だ多し。是を以て茶價騰貴す。〕

ここに至って岳鍾琪が定めた茶價が每封（一封は五觔）一兩二・三錢であることが判明した。しかもこの値段に定められた根據は、軍興に値って需要が多くなった結果、一時的に茶價が高騰したものを、そのまま持續させようという所にある。平時に戻って需要が減少している事を無視した點に、岳鍾琪の定めた價格は問題があるようである。

康熙三十一年甘省巡撫布哈の上奏中に、

「奏請將各司陳茶發變、每司筭茶一十萬筭、每筭價銀六錢、每司該變銀六萬兩、」（甘肅新通志卷二十二）

と見える。康熙三十一年と言えば、茶馬の貿易は依然行われてはいたが、清初のように「茶貴馬賤」の状態から、そ

れが逆轉し、茶の滞積がかなり進行した時期にあたる。そこでこの頃から、陳茶を發賣して銀に代えることが行われていたのである。その價格は一筭六錢と定められていた。又、同じく甘肅新通志には、

「康熙四十五年、甘肅巡撫某……其陳茶仍給番族、每馬一匹折銀七兩二錢、收銀解司、」

とある。康熙四十五年は、茶馬貿易が中止された翌年にあつた。陳茶を給するに、每馬一匹折銀七兩二錢とあるから、これを茶馬貿易が行われていた當時の、上馬一匹茶十二筭に當てはめて計算すると、一筭六錢となり、先の布哈上奏中の値と一致する。なお、甘肅新通志には、

「往月每茶一筭值銀一兩以上、馬一匹價銀五六兩以下、是以遠番圖利、樂於趨事、」

とも見えるから、茶貴馬賤から、茶賤馬貴になった時の比價が分る。茶一筭は十觔即ち二封であるから、莽鴿立摺奏中に見みる一封に單位を合すと、三錢ということになる。そうすると岳鍾琪の定めた値は實に四倍或は四倍強ということになってしまい、茶貴馬賤の一筭一兩以上と匹敵することになる。

一般に康熙から雍正・乾隆と物價は上昇の氣味であるが、それにしても一匁一兩二・三錢というのは軍興時の値をそのまま繼續しようということと共に、いささか強氣の策と言わねばなるまい。

さて莽鴉立は岳鍾琪の實施しようとする茶價は高きに過ぎ、石文綽の主張する價格の方が適當であると考へていた。

「今、臣嚴行申飭、細加確訪、各處時價、實屬不一、各司每封價值、與前撫臣具題酌定之數、並無懸殊、若照此價、將各司庫、陸續發商、分年代賣、尚可漸次銷售、如照部駁、指定一兩二錢之價、則銷售實屬維艱、」

(今、臣嚴に申飭を行い、細に確訪を加へたるに、各處の時價、實に一ならずに屬す。各司每封の價值と前撫臣具題酌定の數と、並に懸殊なし。若し此の價に照して、各司庫をもつて陸續發商し、分年代賣すれば、なお漸次に銷售すべし。もし部駁に照して、一兩二錢之價に指定せば、則ち銷售は實に維れ艱きに屬す。)

と述べている。ここに各處の時價と記し、前撫臣(石文綽)具題酌定の數と見えるものは、如何程の値であつたの

であらうか。一兩二錢より廉いことはいう迄もない。私はその値を九錢前後と考へる。九錢にしても、前述の三錢に比べれば三倍に當り、かなりの高値であるが、九錢位ではなかつたかと考へる。何故かというに甘肅新通志卷二十二に、雍正末・乾隆初のことを述べて、

「又奏准、各司積儲茶二百六十餘萬之多、價昂難以速銷、恐致微變、令將各司庫茶、以次年爲始、減價出售、西司每封原定價銀九錢五分、減二錢以七錢五分售變、」とあり、同じく甘肅新通志卷二十二に、

「乾隆十一年、奉准部文、令將乾隆七年以後徵儲新茶、照依雍正八年奏准之例、西司每封定價九錢五分、」

とも見えるからである。戸部は結局莽鴉立の意見を取り、九錢五分という値を定めたのである。なお序に述べれば、雍正八年九錢五分と定められた官茶售變の價は、右に見た如く乾隆始に七錢五分と減じられたが、なお賣りつくされず、乾隆三年には、左にある如く、陳茶が司庫に收められた年次によって價を更に下げて售變されることになった。

「乾隆三年、又奏准、以各司庫茶、雖經減價、然銷變無幾、分別年分遠近、遞相減價、西司茶封、康熙六十一年



至雍正五年止、每封定價銀三錢、雍正六年至十年、每封定價銀四錢五分、雍正十一年起至十三年止、每封定價銀五錢五分、按年銷變、」(甘肅新通志卷二十二)

## 十

茶馬貿易が廢止された後、それまで馬とのパートナーに使用されていた茶は、發賣されて銀に易え、餉に充てられることになった。このように官茶が賣りに出されると、官茶は商茶と競争せねばならぬし、その上私茶も氾濫していたことであろう。そこで茶の堆積が起ってくる。滯貨が生ずれば自然に官の収入は減少してくる。莽鵠立の摺奏は次の如く述べる。

「況現今五司官茶、已積有百萬餘封、塵堆在庫、再加每年應收新茶、二十七萬餘封、若不亟行設變、將來遞年累積、難免沕爛之虞、國課反致虛懸、」

(況んや現今五司の官茶は、已に積みて百萬餘封、塵堆して庫に在る有り。再び毎年收むべきの新茶二十七萬餘封を加う。若し、すみやかに設變を行なわざれば、將來遞年累積し、沕爛の虞を免れ難く、國課は反って虚懸を

致さん。)

莽鵠立の言う所によれば、雍正六年頃には、百萬餘封の滯貨があったのである。これは正に四年分の官茶の量に當るわけである。一方において、軍興により需要が多かったと言いながら、なおかつこのような滯貨が存しているのである。しかも年々二十七萬餘封(正確に言えば二十七萬二千封)が加わることは分っている。そこでこれに對する策が望まれるわけであるが、莽鵠立は岳鍾琪の定めようとした値を下げることによって、より多く官茶を售變しようとしたのである。そして雍正年間には官茶を本色で納めさせる方針は堅守していたのである。

所で既に氣が付かれていることと思うが、前節に引用した如く、雍正末には滯貨が二百六十餘萬封となっており、約七年の間に二倍半の増加となっている。今、この數を信用すれば七年間に百六十萬封餘り、一ヶ年平均二十三萬封の割合で滯貨が増していることになり、二十七分の二三、即ち八十五%もの官茶が賣れ残っていることになる。そこで乾隆に入ると、官茶の滯貨を一掃するために、本色を收めさせず、銀で折納させたり、商茶を減配したり、

或いは兵士の俸に茶を搭放して、現物給與を行ったりしているのである。

## 十一

莽鶴立は次に官茶の滞貨の原因について、その質の粗惡なることを指摘する。

「再查、茶商交納官茶、昔年俱以黃茶交庫、其質低薄、商人自賣、俱係黑茶、其價高昂、」

(臣查するに、茶商官茶を交納するに、昔年俱に黃茶をもつて庫に交す。其質は低薄なり。商人の自賣するものは俱に黑茶に係れば、其の價は高昂なり。)

今までは單に茶として一括されていたものが、實は質の良否によつて黃茶・黑茶の二つに分れ、官茶は粗惡な黃茶を、商茶は良質の黑茶を使用していたことが判つて來た。これは後述の如く、官茶が馬に易える爲のものであった所から、このように粗葉があてられたのであつて、茶馬貿易が實行されている間は、問題も生じなかつたわけであるが、官茶と商茶が並んで同一の市場に流れ出すようになる、官茶に粗惡な黃茶が用いられているための弊害が現れ

てくること、火を踏るよりも明らかである。惡質な茶と、良質な茶が、かりに同一の値であつたとしても、競争すれば不利である上に、總督はその惡質の官茶に高値をつけて賣り出そうとするのである。茶務を兼ね理め、官茶の售變に腐心する巡撫は、この茶の質の問題からも議論を進めねばならぬ。

尚、この質の良否については、甘肅新通志卷二十二に、「按、定例每引一道辦茶十篋、商人運至當官、以其半充公家之用、仍秤量以防輕短、煎煞以辨真偽、然後、將存臚之茶退回本商貿易、制至善、法至公也、自商人巧偽規避、分立官茶商茶名色、遂有以草莖樹葉、濫交可庫者、茶法之蔽、即馬政所由壞矣、」

とあるから、單に茶の質が悪かつただけでなく、草の莖や樹の葉が混じていたらしい。そこで莽鶴立は黃茶をやめて、黑茶一本にしてしまいたいという。

「臣思、昔年輸納黃茶、原爲招番中馬、今既不中馬、所納之茶、乃係變價歸課之項、臣請自雍正四年爲始、應納之官茶、飭令各商、一體交納黑茶、不許仍前高低置辦、則官茶商茶均易銷售、而國課亦不致虛懸。」

(臣思うに、昔年黄茶を輸納せしむるは、もとより番を招きて馬に中つるがためなり。今、すでに馬を中せず。

納むる所の茶は乃ち變價歸課の項に係る。臣請うらくは、雍正四年より始となし、まさに納むべきの官茶は各商に飭令し、一體に黑茶を交納せしめ、前に仍りて高低置辦するを許さざれば、則ち官茶・商茶均しく銷售に易くして、國課もまた虚懸を致さざらん。)

茶の質を同じくすることによって、官茶の賣れ行きを伸ばそうとする考えであるが、官茶の售變は、質の向上だけでは遂に解決を見なかつたものの如くである。

## 十二

莽鴿立は最後に私茶の取締りについて、その必要を主張する。私茶が官茶の售變に大きな障害たる事は言う迄もない。甘肅茶法の責任者たる莽鴿立が、この問題に觸れるのは當然である。しかし、それだけに常套的な言葉に終始している感なきを免れない。

「再查、官茶壅滯、難於發變、皆由私茶横行、而地方營汎各官、非關切己、稽查不嚴所致、是以、臣到任之始、

照依鹽法之例、通飭陝甘所屬、各地方文武官弁、盡力查拏、近日私販稍覺斂跡、」

(再查するに、官茶壅滯し發變に難きは、皆私茶横行し、しかも地方營汎各官、己れに關切に非ざれば、稽查嚴ならざるの致す所に由る。是を以て、臣到任の始、鹽法の例に照依し、陝甘所屬各地方官弁に通飭し、盡力查拏せしめたれば、近日私販やや斂跡するを覺えたり。)

私茶に對する罰則は、私鹽のそれが應用されることは、中國歷代茶法の通例であり、清朝もそれを襲っている。莽鴿立も亦私鹽の例によって私茶を取り締つたので、私茶が稍跡を絶つようになったといふのである。

「臣請、嗣後地方文武官弁、如有勤於緝私、拏獲多販者、按照拏獲私鹽例議敘、將所獲茶內、酌量分數、給賞兵役、以示獎勵、倘或怠玩縱私、一經查出、官弁糾參、兵役嚴處、庶文武官皆知敬惕、於茶政實有裨益、是否可行、伏候聖裁、謹奏、」

(臣請う。嗣後、地方文武官弁の、もし緝私に勤め、多販を拏獲する者あらば、私鹽を拏獲するの例に按照して議敘し、獲る所の茶内をもつて、分數を酌量し、兵役に

給賞し、もつて獎勵を示さん。もし或は怠玩縱私し、一たび查出を経れば、官弁は糾參し、兵役は嚴處せん。文武の官みな敬惕を知り、茶政において實に裨益あるに庶からん。是れ行うべきや否やは、伏して聖裁を候つ。謹しんで奏す。」

私茶の取締りに信賞必罰を期そうというのである。

以上が莽鶴立の奏摺の内容である。この上奏の結果がどうなつたかは分らないが、恐らく、この奏摺の意見が取り入れられて、前述した如く、雍正八年に茶價が九錢五分と定められたのであろう。

最後に雍正帝の硃批を載せておく。

「茶政之弊甚多、朕實未達、卽爾甫到甘省、據所聽聞二人之論、亦未必能洞悉隱微、朕意、與其於未透徹時、急遽更張、不若俟深知灼見後、再爲酌劑、庶免後日修復改正、朕既未洞徹其事、不便批諭是否、全賴爾秉公詳審爲之、仍與督臣岳鍾琪商酌、川陝之事伊甚熟、諸可與之斟酌定議、應題者具本題奏、」

### 十三

以上數節に亘つて、莽鶴立の摺奏により、雍正時代の茶法を、特に、甘肅地方の茶馬貿易の行われた地方について考察を加えた。これを一言にして言うなら、茶馬貿易の廢止後も、茶法の根本的改變が行われなかつた爲に、それまで馬と換えていた官茶が壅滯するようになり、政府はその對策になやまされた。しかも、結局この時代には抜本的對策は行われず、次の乾隆時代に持ち込まれる。乾隆に入つても、目前の現象の修正に追われるだけで、問題の解決はあまり進展しない。乾隆二十七年頃までの、茶法政策のおよその事情は、總督楊應琚の奏に詳しい。この上奏は皇朝政典類纂などにも載せられ、皇朝通考にはその節略が見られる。これを讀んでも、根本的對策が打ち出されていたとは考えられない。乾隆に入つて行われた所の、茶を兵餉に搭放するなどはその一例で、

「於二十四年奏准、每封作價三錢搭放兵餉、當奉行之始、兵丁領獲茶封、尚有餘利、今行之二年有餘、已搭放過茶四十萬餘封、現在市肆、官茶日多、價值漸減、兵丁無利可圖、率皆不願領……………今伏讀諭旨、兵丁果有餘利、則官茶不無損價、若官茶但利疏銷、又豈能抑勒兵丁

勉強從事、其中必無兩利俱存之理、

「又有庫貯官茶搭放兵餉、遂至市價日減、商茶亦須賤售、該商等不特餘利無幾、而連年配運之茶、兼亦頗有積滯、」

という状態で、市場は、官茶、商茶、私茶に加うるに兵餉に搭放した茶が出廻って、混亂を増すばかりであった。

かくの如き事情にあった乾隆時代の茶法の變遷についても觸れねばならないのであるが、それは又他日の機會を待ちたい。

① 矢野仁一「茶の歴史」

佐伯 富「宋初における茶の專賣制度」(京都大學文學部五

十周年記念論集)

② 佐伯 富「宋代林特の茶法改革について」(東方學 十七

續)

加藤 繁「宋の茶專賣と官鬻法」(支那經濟史考證下)

松井 等「宋代の茶法・茶馬」(東亜經濟研究 一・二)

⑧ 佐伯 富「茶」(アジア歴史事典 6)

④ 抽稿「狎家苗の平定をめぐって」(東洋史研究十八卷三號)  
中に見える漢姦生事・川販という事は、これと關係なしとはしないであらう。

⑤ 嘉慶會典事例卷百九十二によれば雍正五年に浙江省で納められた紙價銀は四百六十二兩で、浙江省の額引は一十四萬道で

あるから、一萬道につき三十三兩ということになる。

⑥ 「又按、定例招中每上馬一匹給茶一十二筥、中馬九筥、下馬七筥、往日每茶一筥、值銀一兩以上。馬一匹價銀五六兩以下是以遠番圖利、樂於趨事、厥後茶賤馬貴、口外番人裹足不前、

……自復設巡茶以來、每歲中馬多至五六千匹不等、以洮岷一司而論、每歲多至千餘匹、少亦不下六七百匹、腹囊之馬羣已空、外番之規避如故、司馬者之掣肘難圖非一日矣、」(甘肅新通志卷二十二)

⑦ 「洪武初、令陝西洮州・河州・西寧各該茶馬司、收貯官茶、」(明史食貨志)

とあり、その後幾たびかの改革を経ている。

⑧ 官茶・商茶という言葉は宋代にも見られ、明代もこの兩者を對稱させている。しかし、清代の官茶・商茶は宋代・明代のそれとも、少し違っているようである。

⑨ なお波多野善大「中國輸出茶の生産構造」(中國近代工業史の研究 所収)が茶の生産者や行商との關係について詳しく述べている。

⑩ 加藤繁「物價」(支那經濟史概説)